

5 川 監 公 第 1 0 号

令和 5 年 1 2 月 8 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 財政援助団体

公益財団法人川崎市市民自治財団

(所管部局 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

### (2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市文化財団

(所管部局 市民文化局市民文化振興室)

イ 公益財団法人川崎市産業振興財団

(所管部局 経済労働局産業政策部企画課)

ウ 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 公益財団法人川崎市身体障害者協会

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

オ 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

(所管部局 健康福祉局保健医療政策部)

カ 公益財団法人川崎市公園緑地協会

(所管部局 建設緑政局緑政部みどりの管理課)

キ 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

(所管部局 消防局予防部予防課)

### (3) 指定管理者

ア 川崎みらい創造グループ

公の施設の名称 川崎市民プラザ

(所管部局 市民文化局市民生活部企画課)

イ 社会福祉法人共生会 S H O W A

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

(所管部局 市民文化局人権・男女共同参画室)

ウ 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎シンフォニーホール

(所管部局 市民文化局市民文化振興室)

エ 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

(所管部局 健康福祉局保健医療政策部)

オ 社会福祉法人三篠会

公の施設の名称 川崎市南部リハビリテーションセンター (南部在宅  
支援室、南部日中活動センター)

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

カ 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市恵楽園

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生  
活支援センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

キ 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支  
援室

川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活

## 動センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

### 3 監査の範囲

主に令和4年度の出納その他の事務の執行

### 4 監査の期間

令和5年9月1日から同年11月20日まで

### 5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行った。

### 6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

### 7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行われていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

#### (1) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

##### ア 償却資産を適正に申告すべきもの

地方税法（昭和25年法律第226号）第383条によると、固定資

産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等を当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされている。

資産管理事務についてみたところ、償却資産が償却資産申告書（償却資産課税台帳）に登載されていなかった事例があった。

出資団体は、法律に基づき、償却資産を適正に申告されたい。

（公益財団法人川崎市文化財団）

（市民文化局市民文化振興室）

イ 補助金の事務手続及び退職給付引当金の計上を適正に行うべきもの

川崎市産業振興関係団体事業補助金交付要綱（平成5年4月15日施行）第2条によると、公益財団法人川崎市産業振興財団運営費補助金の補助の対象は、公益財団法人川崎市産業振興財団の運営に係る経費及び産業経済の発展に寄与する事業とされており、川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）第2条によると、補助の対象は、公益財団法人川崎市産業振興財団が行う「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」に定められた事業であるとされている。なお、当該両補助金においては、退職給付費が補助対象経費となっている。

また、出資団体の令和4年度財務諸表の財務諸表に対する注記1. 重要な会計方針によると、退職給付引当金は、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上し、退職給付債務は普通退職期末要支給額に基づいて計算しているとされている。なお、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月令和2年5月改正内閣府公益認定等委員会）によると、退職一時金に係る債務に

ついて期末要支給額により算定することができるものとする」とされている。

財務諸表及び補助金に係る事務についてみたところ、次の事例があった。

市は、出資団体に対し、要綱に基づき、補助金に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。また、出資団体は、運用指針等に基づき、退職給付引当金を適正に計上されたい。

(ア) 補助対象経費は退職給付費用であるところ、退職給付引当資産取得支出に対し補助金を申請し、交付されていた事例

(イ) 補助対象経費である退職給付費用の算定を誤っていた事例

(ウ) 退職給付引当金が期末要支給額により算定されていなかった事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業政策部企画課)

(臨海部国際戦略本部成長戦略推進部)

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 支出の決定を適正に行うべきもの

支出伝票による支出の決定が行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

(イ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市文化財団の事例

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

b 公益財団法人川崎市産業振興財団の事例

不存在の固定資産が固定資産台帳に登載されていた。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業政策部企画課)

c 公益財団法人川崎市身体障害者協会の事例

固定資産台帳に登載されている固定資産物品が所在不明であった。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

(ウ) 物品の管理を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市文化財団の事例

廃棄済みの備品が物品台帳に登載されたままとなっていた。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

b 公益財団法人川崎市シルバー人材センターの事例

廃棄済みの備品が備品台帳に登載されたままとなっていた。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

c 公益財団法人川崎市身体障害者協会の事例

備品に相当する物品を購入しているものの、備品台帳が作成されていなかった。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

d 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

備品台帳に登載されている物品が所在不明であった。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局保健医療政策部)

e 公益財団法人川崎市公園緑地協会の事例

廃棄済みの備品が備品整理簿に登載されたままとなっていた。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの管理課)

f 公益財団法人川崎市消防防災指導公社の事例

(a) 廃棄済みの備品が備品台帳に登載されたままとなっていた。

(b) 購入した備品が備品台帳に登載されていなかった。

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

(エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市産業振興財団の事例

切手等について、在庫管理表と実際の数量が一致していなかった。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業政策部企画課)

b 公益財団法人川崎市消防防災指導公社の事例

切手について、物品管理簿と実際の数量が一致していなかった。

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

(オ) 財務諸表を適正に作成すべきもの

a 1年を超えて費用化させる前払費用を流動資産に計上していた事例

b 満期保有目的の債権の一部について、財務諸表に対する注記がなかった事例

c 未払消費税等として計上すべきものを未払金として計上していた



事例

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

(カ) 適正に会計処理を行うべきもの

a 受取辞退等の配分金が会計帳簿に計上されていなかった事例

b 預金利息が収益計上されていなかった事例

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(キ) 減価償却費を適正に計上すべきもの

固定資産物品について、耐用年数を誤って減価償却していた事例

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

(ク) 補助金に係る実績報告を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市文化財団の事例

発注実績報告書に記載されていなかった事案があった。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

b 公益財団法人川崎市公園緑地協会の事例

発注実績報告書に記載されておらず、入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていなかった事案があった。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの管理課)

(2) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項

ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの

(ア) 川崎市恵楽園の事例

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）第7条第3項によると、利用料金の額は、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額のほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額とされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、老人デイサービス事業における昼食代等の利用料金の額について、市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

（社会福祉法人川崎聖風福祉会）

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

（イ）川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第48条第3項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとするとしている。

利用料金に係る事務についてみたところ、交流促進事業の利用料金の額について、あらかじめ市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

（社会福祉法人川崎聖風福祉会）

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

イ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定を適正に行うべきもの

指定管理者制度導入施設における令和4年度の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応について（令和4年11月9日付け4川総行革第141号）によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理者制度導入施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填額の算定に当たっては、令和4年度9月補正予算で措置された福祉施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ助成した支援金は、減算するものとされている。

補填金の算定についてみたところ、次の指定管理施設において、福祉施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ助成した支援金（川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金）を減算していなかった。

市は、補填金の算定を適正に行われたい。

(ア) 川崎市南部リハビリテーションセンター（南部日中活動センター）

(イ) 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター

(ウ) 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターにおいて、収納金を規程に定める期限内に金融機関に預け入れていなかった事例

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 適正な科目で予算の執行を行うべきもの

かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、修繕費から予算を執行すべきところ、委託料から執行していた事例

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

(ウ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市民プラザの事例

(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登載されたままとなっていた。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(川崎みらい創造グループ)

(市民文化局市民生活部企画課)

b 川崎市男女共同参画センターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿又は指定管理者の管理台帳に登載されていなかった。

(社会福祉法人共生会 S H O W A)

(市民文化局人権・男女共同参画室)

c 川崎シンフォニーホール事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(川崎市文化財団グループ)

(市民文化局市民文化振興室)

d 川崎市恵楽園の事例

(a) 基本協定書に掲載していない備品が貸与されていた。

(b) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登載されたままとなっていた。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

e 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿又は指定管理者の台帳に登載されたままとなっていた。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの

川崎市民プラザにおいて、切手等について、帳簿と実際の数量が一致していなかった事例

(川崎みらい創造グループ)

(市民文化局市民生活部企画課)

(オ) 収支状況を適正に報告すべきもの

a 川崎市民プラザの事例

(a) 自主事業収支報告において、物販に係る収入及び支出の金額が誤っていた。

(b) 指定管理事業収支実績において、令和4年度の収入に令和3年度の文化・教養事業収入が計上されていた。

(川崎みらい創造グループ)

(市民文化局市民生活部企画課)

b かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の事例

収支報告書において、消耗品等の金額が誤っていた。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

c 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の事例

(a) 事業報告書において、令和4年度の補填金が令和4年度の収入として計上されていなかった。

(b) 事業報告書において、令和4年度の収支状況に令和3年度の駐車場借上料が計上されていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

d 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの事例

(a) 事業報告書において、令和4年度の補填金が令和4年度の収入として計上されていなかった。

(b) 事業報告書において、令和4年度の収支状況に令和3年度の指導消耗品費が計上されていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(カ) 収納事務委託に係る報告を適正に行うべきもの

a かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、収納金計算書が提出されていなかった事例

b かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、契約書に定める期限内に収納金報告書が提出されていなかった事例

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

(キ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターにおいて、実費徴収費用の一部について、届出が行われないうまま徴収していた事例

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ク) 事業報告を適正に行うべきもの

a かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の事例

(a) 基本協定書に定める期限内に事業報告書が提出されていなかった。

(b) 仕様書で定める報告事項が報告されていなかった。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

b 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例

基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

## 参考資料

### 財政援助団体等監査の対象団体等の概要

#### 1 財政援助団体

(補助金額は令和4年度)

##### (1) 公益財団法人川崎市市民自治財団

###### 団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和54年6月2日
設立目的	川崎市内における市民自治活動の健全なる発展及び振興を図るために必要な施設を設置し、これを適正かつ能率的に運営するとともに、各種自治組織に対し必要な援助を行うことにより、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 4,340万円
補助金の名称	公益財団法人川崎市市民自治財団補助金 4,340万円

#### 2 出資団体

(基本財産は令和5年3月31日現在)

##### (1) 公益財団法人川崎市文化財団

###### 団体の概要

設立年月日	昭和60年3月23日
設立目的	市民の文化芸術活動の振興を図り、もって川崎市における文化芸術の創造を促進し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与するため。
基本財産	3,000万円
本市の出捐状況	3,000万円(出捐率100.0%)

##### (2) 公益財団法人川崎市産業振興財団

###### 団体の概要

設立年月日	昭和63年4月2日
設立目的	高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内及び周辺地域における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって地域の産業経済の発展に寄与するため。 先端的な医療分野、薬学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成等を産学公のもとに行うことにより、医療、福祉の向上及び産業経済の発展、さらに学術の進歩に寄与するため。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(出捐率100.0%)



### (3) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

#### 団体の概要

設立年月日	昭和55年8月1日
設立目的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与するため。
基本財産	3,266万円
本市の出捐状況	1,000万円（出捐率30.6%）

### (4) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

#### 団体の概要

設立年月日	昭和59年3月30日
設立目的	川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与するため。
基本財産	1,450万円
本市の出捐状況	1,000万円（出捐率68.9%）

### (5) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

#### 団体の概要

設立年月日	昭和52年2月10日
設立目的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与するため。
基本財産	1,000万円
本市の出捐状況	666万円（出捐率66.6%）

### (6) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

#### 団体の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによって、地域社会の健全な発展に寄与するため。
基本財産	1億3,100万円
本市の出捐状況	1億3,100万円（出捐率100.0%）

## (7) 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

### 団体の概要

設立年月日	平成4年12月1日
設立目的	消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与するため。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円（出捐率100.0%）

## 3 指定管理者

(指定管理料は令和4年度)

### (1) 川崎みらい創造グループ

公の施設の名称 川崎市民プラザ

#### 施設の概要

設置目的	市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
主な事業内容	1 健康の増進に資する教室の開催に関すること。 2 文化及び教養に関する講座の開催に関すること。 3 市民相互の交流を促進するための行事等の開催に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	2億7,995万円

### (2) 社会福祉法人共生会SHOWA

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

#### 施設の概要

設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口2丁目20番1号
主な事業内容	1 調査及び研究に関すること。 2 相談に関すること。 3 情報の収集及び提供に関すること。 4 研修会、講演会等の開催に関すること。 5 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。 6 施設及び設備を利用に供すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1億2,598万円

(3) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎シンフォニーホール

施設の概要

設置目的	音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興等を図り、もって市民文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区大宮町1, 310番地
主な事業内容	1 音楽の鑑賞会を開催すること。 2 音楽の鑑賞、音楽活動等のための施設及び設備を利用に供すること。 3 音楽活動の支援を行うこと。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和2年4月1日から令和12年3月31日まで
指定管理料	7億6,307万円

(4) 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

施設の概要

設置目的	市民福祉の向上をはかるため。
設置場所	かわさき南部斎苑 川崎市川崎区夜光3丁目2番7号 かわさき北部斎苑 川崎市高津区下作延6丁目18番1号
主な事業内容	火葬に関する業務及び葬祭に関する業務
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	4億1,883万円

(5) 社会福祉法人三篠会

公の施設の名称 川崎市南部リハビリテーションセンター（南部在宅支  
援室、南部日中活動センター）

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区日進町5番地1
主な事業内容	<在宅支援室> 1 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 2 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関すること。 3 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。 4 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 <日中活動センター> 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。 2 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。 3 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。 4 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関すること。 5 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	7,350万円

(6) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市恵楽園

川崎市中心部リハビリテーションセンター中部地域生活  
支援センター

施設の概要

ア 川崎市恵楽園

設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うため。
設置場所	川崎市高津区下作延2丁目26番1号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事 2 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関する事 3 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 川崎市中心部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中心部区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業に関する事 2 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関する事 3 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務 4 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	3,860万円

(7) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援  
室

川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動  
センター

施設の概要

ア 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関する こと。 2 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に 関すること。 3 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康 指導その他の便宜の供与に関すること。 4 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	7,695万円

イ 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 生活介護に関すること。 2 自立訓練に関すること。 3 就労移行支援に関すること。 4 就労継続支援に関すること。 5 就労定着支援に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	0円